

ビジネス渡航用 PCR 検査について

1. ビジネス渡航用 PCR 検査の受付条件をご確認下さい。
 - I. ビジネス目的の海外渡航であることが条件です。
 - II. 過去 2 週間の体調が良好であることも必要です。
 - III. 本人の有効期間内のパスポートを確認しますので持参して下さい。
 - IV. 渡航国に応じた検査条件（フライト 72 時間以内等）、記載内容、所定書類を予め外務省、大使館のホームページ等で確認し、所定書類がある場合は必ず提出してください。
 - V. 陰性証明書発行は休日を除く翌日 15 時以降となりますのでご承諾ください。
 - VI. PCR 検査結果で陽性の場合には再検査も含め 18 時以降となります。検査結果が陽性になった場合、感染者として保健所の指示に従って下さい。
 - VII. <ビジネス渡航用 PCR 検査 依頼状>は所属会社や団体の人事部、上司が事前に記載して下さい。
 - VIII. <ビジネス渡航者の新型コロナウイルス感染症 PCR 検査>は本人のサイン等を事前に記載して下さい。
 - IX. 現時点ではこの証明書を発行する際には鼻咽頭ぬぐい液による検体採取になっておりますのでご了承ください。
2. 静内科にお電話（027-370-0777）でご予約下さい。

静内科 開院時間

月曜日、水曜日、金曜日 7:30-12:30、17:00-19:30

火曜日、木曜日、土曜日 7:30-12:30
3. 予約時間に車でドライブスルーに来院して下さい。
4. 車内で PCR 検査を行います。
5. 休日を除く翌日に結果報告と証明書を発行します。

医療機関宛

* この依頼状は所属会社、団体の上司もしくは人事部が記載して下さい。

ビジネス渡航用 PCR 検査 依頼状

依頼者	氏名	
	企業・団体名 (所属/職位)	
	企業・団体所在地	
	連絡先	Tel : Mail :
	依頼日	年 月 日
検査希望者 (渡航者)	氏名	
	渡航国	
	渡航期間	年 月 日 ～ 年 月 日

ビジネス渡航者の新型コロナウイルス感染症 PCR 検査

*検査する本人が説明を読み、確認していただければチェック☑を入れ、同意書を記載下さい。

< 説明 >

- 1. PCR 検査では、新型コロナウイルスに感染しているかを調べます。
- 2. 検査は、細い綿棒で鼻や喉の奥を拭う方法で行います。
- 3. PCR 検査は、感度(感染している人が陽性と判定される確率)や特異度(感染していない人が陰性と判定される確率)に限界のある検査です。
- 4. 検査から結果報告・証明書の発行までの時間をご確認ください。
- 5. この検査で結果が陽性になった場合、感染症法により感染者として保健所の指示に従うことをご同意ください。
- 6. 入国時や入国後の対応は、渡航国の方針に従うことになります。PCR 検査の証明書は、入国を保証するもの、入国後の活動制限をなくす保証があるわけではありません。

< 同意書 >

私は、海外渡航・入国を目的とした新型コロナウイルス感染症 PCR 検査について、
静内科 静毅人から説明を受け、十分に理解しました。よって、自らの判断で本 PCR 検査を受けることを希望いたします。尚、検査の結果が陽性になった場合は、感染症法により、感染者として保健所の指示に従うことについても同意します。

令和 年 月 日 (時 分)

検査希望者氏名(自署): _____

代諾者(保護者/親族等) 氏名(自署): _____ 続柄: _____

住所: _____